

虚偽記載会社で現在進行中の インサイダー取引を無視するな

おおつか こうへい
大塚 耕平 (参議院議員・民主党企業会計ワーキングチーム座長)

2004年10月、パリで開催されたOECD(経済協力開発機構)コーポレートガバナンス(企業統治)原則に関する会議に出席した。その際、「日本企業のディスクロージャー(情報開示)は著しく信頼性に欠ける」と指摘され、日本の国会議員として忸怩たる思いをした。しかし、西武鉄道や日本テレビ等の有価証券報告書虚偽記載事件が発覚し、その指摘が正しいことを認めざるを得ない。残念なことだ。

今回の事件を見る限り、監査法人や証券取引所による企業ディスクロージャーのチェック機能に疑義を抱かざるを得ない。公認会計士法は改正されたばかりだが、金融庁は、同一公認会計士による連続監査期間の短縮など、関係法制の再改正も考えるべきだろう。

東京証券取引所は11月16日に上場制度の見直し方針を公表した。05年から宣誓書提

出義務づけ等を行うとしているが、それで十分と思っているならば問題だ。そもそも、起きている事態にどう対処するかが注目される。

現在、金融庁が全上場企業に虚偽記載の有無に関する調査報告を求めているが、自社の実情を知っている「株主取締役(自社株式を保有する取締役)」のなかには、自社の虚偽記載の事実が発覚して株価が下がることを見越して、保有株式を売り抜けているという情報が持ち込まれている。明らかなインサイダー取引だ。東証も金融庁も、こうした事態に対する警鐘を全く発していない。経営陣がインサイダー取引を行っているような企業が提出する調査報告や宣誓書を信用することはできない。本件に関して既に金融庁に対して警鐘を鳴らした。今後の対応を見極めたい。

東証が見直し方針を公表した記者会見の

席上、鶴島琢夫・東証社長は「監査法人に分からないことが東証に分かるはずがない」と明言し、審査能力の低さを露呈した。また、「一般論としては西武鉄道の再上場もあり得る」と発言した。ペナルティーを科している矢先にそういう発言をすることは、ペナルティーによる抑止効果を著しく低下させる。

今回の事件は「イエローカード」ではない。現に東証が上場廃止を決めたということは、自ら「レッドカード」級と判断したことを示している。本来ならば取引所から永久追放することもあり得ると警告すべき場面で将来の再上場に言及したことは、一般論とは言え、不適切と言わざるを得ない。今回の事件の重大性を十分に認識できていない証左だ。

鶴島社長は11月30日の参議院財政金融委員会、東証として西武鉄道を刑事告発する意思がないことも表明した。投資家と東証が何十年間も騙されていたのだから、本来は投資家を代表して刑事告発をする義務があるのではないか。当然の責務を果たさなければ、東証自身の存在意義が問われる。